

議案第207号

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第80号)
の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。